

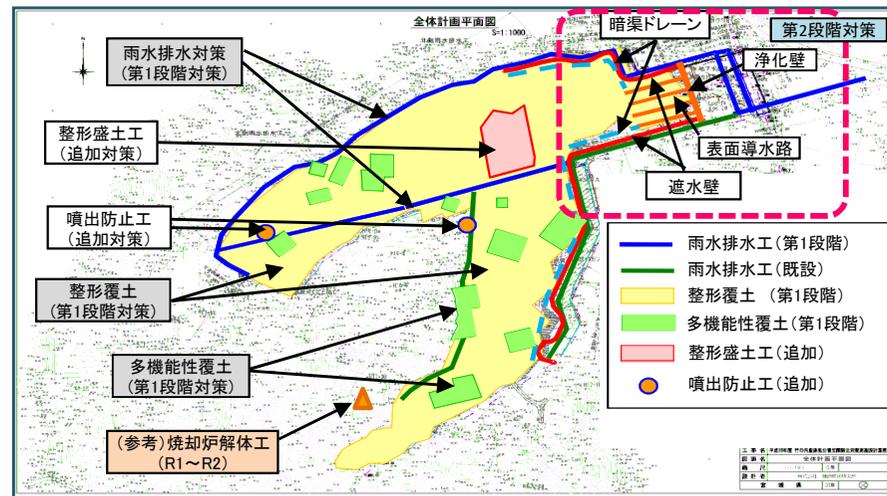
1 竹の内産廃処分場の概要

- ①所在地: 村田町大字沼辺字竹の内前13番地 他
- ②種類: 安定型産業廃棄物最終処分場
- ③設置届出: 平成2年8月6日
- ④処理能力(最終): 埋立面積 6.74ha、埋立容量 35万4千m³
- ⑤推定埋立量: 埋立面積 8.76ha、埋立容量 102万8千m³
- ⑥埋立終了届出: 平成13年5月23日



2 支障除去対策の実施

「B 生活環境保全上の支障」を除去するため、平成19年度以降、県は以下の支障除去対策を講じてきた。



(注) 第2段階対策については、環境モニタリングの結果、場内保有水の汚染物質の濃度が上昇し、場外周辺地下水の汚染物質の濃度が継続的に上昇する兆候が現れ、地下水環境基準を超えるおそれがある場合に講じている。現時点では、汚染物質の濃度が継続的に上昇するといった状況にはなっていないため、第2段階対策を講じる必要性はないと判断している。

(注) 隣接地に残置されていた焼却施設は老朽化に伴う多数の穿孔が見られ、内部のばいじん等が飛散・流出するおそれがあると認められたことから、その防止に係る措置命令を发出したが、被命令者が着手しなかったため、令和元年度から2年度にかけて、県が行政代執行により支障除去対策とは別に解体工事を実施した。

3 処分場の現状

(1) 環境モニタリングの実施

令和4年度下半期のモニタリング結果、10項目中6項目で廃棄物処理法に定められる安定型最終処分場の廃止基準を満たしている状況であり、一部基準を満たしていない項目があるものの、有識者で構成する「竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会」から、「周辺生活環境への影響は概ねない」との答申を得ている。(資料4-3参照)

(2) 維持管理の実施

定期的な処分場内の設備、観測井戸等の点検や除草、側溝清掃等を実施し、適切な管理に努めている。

4 令和5年度のトピックス

- 放流水や河川水のほか、浸透水や地下水の一部調査対象物質（ベンゼン、総水銀、六価クロム化合物等）など、令和4年度までのモニタリングで長期間にわたり基準に適合している調査については、令和5年度から調査頻度・項目を縮小・削減した新たなモニタリングを実施している。
- 一方で、依然として基準を超過する項目があることや、数値に変動が見られる項目があることから、汚染物質の立体的分布分析など、追加の調査を実施している。
- 引き続きモニタリングを継続し、周辺環境への影響を考慮しながら、当処分場が廃止に至るまで維持管理を継続していく。

A 処理基準に違反した埋立処分

- 許可容量・区域を超えた埋立
- 許可外の廃棄物の埋立

B 生活環境保全上の支障

- 硫化水素等の有害ガス及びその悪臭による日常生活への影響
- 有害物質の拡散による地下水汚染(耕作地への影響)のおそれ

C 事業者等へ措置命令

- 生活環境保全上の支障除去のため措置命令を发出(平成14年度以降15回发出)

D 県が行政代執行へ

- 措置命令が履行されたのは最初の1回のみで、2回目以降は県が行政代執行